

設立趣意書

平成19年に新信託法が施行されました。現在、既に約4年が経過いたしましたが、この新しい信託法は使い勝手がよくなったと言われているにも拘らず余り普及していない状況です。この新しい信託法について司法書士が是非とも関与すべき分野を多く含んでおります。取り分け「民事信託」分野については成年後見制度と併用できるなど深い関わりがあるものと考えております。

既に、平成18年の改正信託法の衆参両議院の附帯決議において、「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと。」がなされています。

我が国は超高齢社会に突入し、認知症高齢者210万人、知的障害者が約55万人、精神障害者が約303万人、身体障害者が約366万人おられるような状況になってきております。このように判断能力低下や身体障害の方の財産管理制度としての信託の利用をすることにより、その方々の生活や権利擁護に資することができるのではないかと考えております。

また、民事信託は、いわゆる「親なき後」問題、まちづくり事業、相続・遺産分割、事業承継、森林・農地等の保全、高次脳機能障害者の保険金管理への活用等のように、商事信託ではカバーできないさまざまな分野において活用が期待されております。信託は、個々の事案や利用者の実情や希望に合わせて柔軟に対応でき、その可能性も限りなく広い制度です。

このような状況において、民事信託のスキームを提供し、民事信託制度の普及並びに推進を図るために、司法書士を中心にした一般社団法人民事信託推進センターを設立するものです。

就きましては、当社団の設立趣意にご賛同いただき、是非とも当社団の会員として、ご加入戴ければ幸いです。新たな財産管理制度の一環として民事信託を組織的に普及させ推進していくために当社団の活動にご協力賜りたく宜しくお願い申し上げます。

平成23年9月吉日

一般社

団法人民事信託推進センター

発起人代表 大貫 正男同 芝 将宏他発起人 一同